

定期監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

石川県知事より標記のことについて、別紙のとおり通知を受けたので地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により公表する。

平成30年8月7日

石川県監査委員 米澤賢司
同 吉田修
同 浜田孝
同 岡部朋代

(別紙)

県央土第1262号
平成30年7月17日

石川県監査委員様

石川県知事 谷本正憲

平成30年7月2日付け石監査第131号で通知のあった監査の結果に基づき、下記のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づき講じた措置
収入事務において、適正を欠くものがありました。 今後、このようなことがないように十分注意してください。	県央土木総合事務所	道路占用料の収入事務のうち、今回のように占用許可の更新期限が年度末となっていない案件については、事務処理を確実にを行うよう、所内の共通認識として関係の職員に対し周知徹底を図るとともに、人事異動にあたっては引継書に記載し、後任に対して確実に引き継ぐこととしました。 また、道路占用に係る申請者名や占用料、更新期限等の情報が入力されている道路占用物管理システムから調定事務用の一覧表を出力する際には、これまで担当者が単独で作業していたものを、もう1名の複数名で、内容についても十分確認のうえ行うこととし、調定事務に漏れがないよう注意することとしました。